

別紙 各地点別の調査結果

調査地点 木曾岬町東部地区クリーンセンター
 調査期間 平成 27 年 7 月 28 日～8 月 3 日

調査日	評価値 L_{den} [dB]	参考値						
		航空機騒音の L_{den} [dB]			騒音発生回数			
		$L_{den'd}$	$L_{den'e}$	$L_{den'n}$	昼間	夕方	夜間	計
7 月 28 日(火)	34.9	37.1	31.2	-	11	1	0	12
7 月 29 日(水)	43.2	42.4	44.9	-	28	19	0	47
7 月 30 日(木)	35.3	38.1	26.8	-	11	1	0	12
7 月 31 日(金)	46.7	45.1	47.4	34.0	60	29	5	94
8 月 1 日(土)	46.5	44.8	47.0	34.1	66	27	4	97
8 月 2 日(日)	47.3	45.9	47.2	35.7	73	25	5	103
8 月 3 日(月)	47.3	45.7	46.9	36.1	66	25	5	96
測定期間全体	45.1	43.8	45.3	32.6	45	18	5	66

調査地点 鳥羽市答志公民館
 調査期間 平成 27 年 12 月 8 日～12 月 14 日

調査日	評価値 L_{den} [dB]	参考値						
		航空機騒音の L_{den} [dB]			騒音発生回数			
		$L_{den'd}$	$L_{den'e}$	$L_{den'n}$	昼間	夕方	夜間	計
12 月 8 日(火)	31.7	26.8	34.9	-	2	2	0	4
12 月 9 日(水)	29.4	32.4	-	-	7	0	0	7
12 月 10 日(木)	31.7	33.7	28.9	-	7	1	0	8
12 月 11 日(金)	42.2	35.3	45.8	-	9	15	0	24
12 月 12 日(土)	27.6	30.6	-	-	7	0	0	7
12 月 13 日(日)	34.0	32.9	35.9	-	6	2	0	8
12 月 14 日(月)	36.9	30.0	40.4	-	3	7	0	10
測定期間全体	36.1	39.1	39.1	-	6	4	0	10

平成27年度 航空機騒音 地点別調査結果一覧表

地点番号	測定場所	用途地域	地域類型	評価値 L _{den} [dB]	測定期間
1	木曾岬町東部地区クリーンセンター	工業地域	I	45	短期測定 7/28~8/3
2	鳥羽市答志公民館	無指定地域	I	36	短期測定 12/8~12/14

(注)

環境基準は、地域の類型ごとに次表の基準値の欄に掲げるとおりとし、各類型をあてはめる地域は、都道府県知事が指定することとなっています。

地域の類型	三重県の指定地域	基準値
I	桑名市の区域のうち長島町の区域、鳥羽市の区域のうち桃取町及び答志町の区域並びに桑名郡木曾岬町の区域。ただし、河川区域を除く。	57dB 以下
II	無し	62dB 以下

※1 「測定期間全体[dB]」は、測定期間全体での平均値(騒音レベルはエネルギー平均、騒音発生回数は算術平均の値)を記入しています。

※2 「騒音発生回数(計)」は、航空機騒音以外の騒音よりも10dB以上大きい航空機騒音のみを対象としているため、実際に飛行した飛行機よりも少なくなります。

※3 時間帯補正等価騒音レベル L_{den}[dB]について

夕方の騒音、夜間の騒音に重み付けを行い評価した1日の等価騒音レベル。

評価については、1日ごとの L_{den} を算出し、全測定日の L_{den} について、パワー平均を算出する。

$$10 \log_{10} \left\{ \frac{T_0}{T} \left(\sum_i 10^{\frac{L_{AE,di}}{10}} + \sum_j 10^{\frac{L_{AE,ej} + 5}{10}} + \sum_k 10^{\frac{L_{AE,nk} + 10}{10}} \right) \right\}$$

(注) i 、 j 及び k とは、各時間帯で観測標本の i 番目、 j 番目及び k 番目をいい、 $L_{AE,di}$ とは、午前7時から午後7時までの時間帯における i 番目の L_{AE} 、 $L_{AE,ej}$ とは、午後7時から午後10時までの時間帯における j 番目の L_{AE} 、 $L_{AE,nk}$ とは、午前0時から午前7時まで及び午後10時から午後12時までの時間帯における k 番目の L_{AE} をいう。また、 T_0 とは、規準化時間(1秒)をいい、 T とは、観測1日の時間(86,400秒)をいう。

「航空機騒音に係る環境基準について(昭和48.12.27 環境庁告示第154号)参照」